

議案第26号南相馬市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

質疑 課税区分が従来の医療分、介護分の二区分に後期高齢者支援分が追加され三区となり、結果的に限度額が六十五万から六十八万の三万円増となった。この限度額の改正により、対象者数と増加になった分の影響について伺う。



▲岐路にたつ市立病院 (小高病院)

答弁 限度額の対象者は、19年度は387世帯で、20年度において医療分の限度額を超える世帯は234世帯となり、限度額の影響による増加分は八百万円となっている。

質疑 応能、応益を50対50に近づけることについて。応益の比率がだんだん高くなる、低所得者の方々の負担増という結果につながっていくと思うが、応能比率を逆に高くすべきでないか。

答弁 応能、応益は、50対50に近づけるという国の方針があり、相互扶助という制度の中で、50対50を目指している。また、応益の方を45%から55%を確保しないと7割、5割、2割の軽減措置ができない制度になっているため、この範囲内で負担の影響の少ない率を考えている。

質疑 後期高齢者支援金分の限度額と世帯数を見るとほとんどの世帯が該当するよう見えるが、市民への影響について伺う。

答弁 後期高齢者支援金分については、0歳から75歳未

満で、一人当たり四万千六百九十一円支援するよう社会保険診療報酬支払基金から決定を受けた金額で、本市では九億円ほど高齢者支援として支払うことになっている。また、後期高齢者支援金分の課税世帯数において42.6%が7割、5割、2割の軽減になっているので、低所得者に対して負担削減できる。

質疑 資格証発行に対する市の考え方について、機械的に資格証明書発行しているのではなく、個人の生活一人ひとりに対するために、面談による納税相談を行って、その方に納税力があるかどうかを判断し、さらに滞納によって、生活が著しく逼迫する恐れがある場合、執行停止の措置をし、生活が3年間困窮する場合は、不納欠損処理の措置をし、資格証発行にあたっては、状況を見ながら対応している。

審査の結果、原案の通り可決。

議案第78号平成20年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

質疑 予備費について、一億二千万円減額されているが、国保会計運営に支障、問題等は出てこないか伺う。

答弁 予備費については、医療費の著しい伸びや予想外の支出に対応するために、医療給付費3%程度を計上するよう示されており、通常の予算の場合、一億五千万円程度計上するところだが、保険制度改正や、ここ3年間の予備費の流用額等を見比べるなどして、苦慮した計上です。

質疑 特定健診事業について、当該事業は健康づくり課で行うのであれば、財源の部分で国保で対応するのでなく、一般会計の方から拠出しはどうか。

答弁 各保険者が加入している被保険者に対し、国保は国保の保険者に、共済は共済の保険者に、健保組合は健保組合の保険者が措置することになっている。そのため、国民健康保険に加入している被保険者の特定健診は国保会計で措置することになっている。

質疑 国保会計の今後の見通しについて。

答弁 医療費の伸びを各自治体で税にたよる制度でもとでも厳しく捉えており、全国市長会において、給付と負担の公平を図り、安定的で持続可能な制度を構築するため、国を保険者として、安心でき

る制度にすべきという要望書を国に提出している。

質疑 繰越金をすべて予算に組み入れ、積立金もないぎりぎりの状況の中で、これまで築き上げてきた保険制度を堅持するための考え方は。

答弁 予備費は国が求めている3%を大きく下回っている0.4%程度となっており、予算執行するにあたり、かなり厳しいものと捉えており、ぎりぎりまで削減する予算になっている。国保運営協議会から、基金は積立すべきとの意見があり、3月当初予算に五千万円ほど積み立てる予算になっており、基金総額は、約一億六千万円となり、目標の二億五千万円まで積み立てる。保険料の抑制策については、特定健診時に今までの早期発見・早期治療から予防医療へシフトする。また従来からの「かかりつけ医」制度を被保険者の一人ひとりが自覚し、ホームドクターを持つことが必要である。かかりつけ医から「病院」、病院から「かかりつけ医」の連携が必要な時代が来たと思われる。

審査の結果、原案の通り可決。

る制度にすべきという要望書を国に提出している。

質疑 繰越金をすべて予算に組み入れ、積立金もないぎりぎりの状況の中で、これまで築き上げてきた保険制度を堅持するための考え方は。

答弁 予備費は国が求めている3%を大きく下回っている0.4%程度となっており、予算執行するにあたり、かなり厳しいものと捉えており、ぎりぎりまで削減する予算になっている。国保運営協議会から、基金は積立すべきとの意見があり、3月当初予算に五千万円ほど積み立てる予算になっており、基金総額は、約一億六千万円となり、目標の二億五千万円まで積み立てる。保険料の抑制策については、特定健診時に今までの早期発見・早期治療から予防医療へシフトする。また従来からの「かかりつけ医」制度を被保険者の一人ひとりが自覚し、ホームドクターを持つことが必要である。かかりつけ医から「病院」、病院から「かかりつけ医」の連携が必要な時代が来たと思われる。

審査の結果、原案の通り可決。

南相馬市のホームページに政務調査費の用途等について掲載しました。

政務調査費とは？ 議員の調査研究のために必要な経費の一部として、会派（所属議員が1人の場合も含む。）に対して交付されるものです。

政務調査費の用途基準は次の表のとおりです。

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費または会派に所属する議員が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金、交通費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査または現地調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料作成に要する経費（印刷製本費、翻訳料、事務機器使用料等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について市民に広報等をするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料等）
広聴費	会派が市民から市政及び会派の政策等に対する要望や意見を聴取するための会議等に要する経費
その他の経費	上記以外で、会派の行う調査研究活動に必要な経費

平成19年度 政務調査費精算一覧表 (単位：円)

会派名	高志会	市民クラブ	清心会	民政クラブ	南相馬クラブ	改革21	公明党南相馬市議員団	友友会	日本共産党議員団	無会派	無会派	
会派構成	小竹高林野野正光幸雄二	五寺今賀内村和安雄規裕	宝白坂玉瀬本義利恒則夫雄	小田横林中山チ一元イ正栄	湊平小田林清一武成	櫻小井川勝尚延一	志土田美恵子宗	小西林吉銃久治	渡郡部寛俊一彦	太田淳一	西一信	
収入内訳	会派への交付額 預金利子	540,000 0	540,000 466	540,000 377	540,000 302	510,000 489	360,000 379	360,000 194	390,000 239	360,000 406	180,000 0	150,000 223
会派の収入合計(A)	540,000	540,466	540,377	540,302	510,489	360,379	360,194	390,239	360,406	180,000	150,223	
支出内訳	研究研修費 調査旅費 資料作成費 資料購入費 広報費 広聴費 その他の経費	48,000 284,972 16,379 82,320 45,196 0 0	0 368,970 57,038 0 113,000 0 0	15,000 284,286 25,152 9,775 113,000 0 16,740	48,000 306,292 24,368 10,300 45,196 0 0	0 247,440 16,000 3,570 113,000 0 0	45,500 183,475 0 0 207,988 0 0	0 277,736 16,999 56,650 34,000 0 0	43,000 202,995 0 18,180 45,196 0 0	26,000 0 0 0 451,651 0 0	2,700 177,378 0 16,800 0 0 0	0 35,920 0 0 0 0 0
会派の支出合計(B)	476,867	539,008	463,953	434,156	380,010	436,963	385,385	309,371	477,651	196,878	35,920	
収支差引き額(A-B)	63,133	1,458	76,424	106,146	130,479	△76,584	△25,191	80,868	△117,245	△16,878	114,303	
市への返還額(C)	63,133	1,458	76,424	106,146	130,479	0	0	80,868	0	0	114,303	

※無会派(西一信議員)は平成19年5月まで政友会に所属していましたが、平成19年6月から無会派になりました。
※交付額を超える支出については、各会派の負担となります。